

一般寄附・基金・遺贈金 ご寄附のご案内



あなたの
思いを心
に

誰もが

より良く生き より良い最期を 迎えることができる社会を
つくる支援をお願いします！！

公益財団法人 Uビジョン研究所

ご寄附について

あなたのご寄附は

誰もが自分らしく生きられる社会をつくる力になります。

日本は「人生 100 年時代」を迎えています。一人暮らしの高齢者の増加、親子ともに高齢となる「老老社会」、そして障がいのある方々の「親なきあと」への不安。認知症の増加や看取りの課題など、私たちの暮らしを取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした中で、高齢者施設や障がい者施設・グループホームの生活の質を確保する仕組みは、社会全体の安心としあわせにつながります。

U ビジョン研究所は、「誰もが幸せになる権利を保障する社会」を実現

するため、日本で初めて福祉サービスの質を確保する認証制度

「悠」を創設しました。さらに、第三者評価、虐待・事故発生時の調査、研修、調査研究などを通じて、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

この活動を継続し、より多くの福祉サービス事業所へ広げていくた

めに、みなさまのご支援を心よりお願い申し上げます。

※寄附金は、ホームページにて金額とお名前（ご本人の同意を得た場合）を公開いたします。

税制優遇措置（寄附金控除）について

Uビジョン研究所は、内閣総理大臣より公益財団法人の認定を受けているため、当会への寄附や会費は税制上の優遇措置の対象となります。所得税や法人税、相続税、一部の自治体の住民税において、それぞれに定められている条件を満たすことで、優遇措置を受けられます。なお、優遇措置を受けるためには申告が必要です。

税額控除

$(\text{寄附金合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \text{控除額}$

※寄附金合計の上限は、所得額の 40%です。

※税控除額は、所得税額の 25%が上限です。

所得控除

$(\text{寄附金合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{所得税率} = \text{控除額}$

※寄附金合計の上限は、所得額の 40%です。

※所得税率は年間所得により異なります

個人住民税の控除

Uビジョン研究所が所在する東京都にお住まいの方は、所得税に加え、個人住民税のうち都道府県民税の控除対象となります（市区町村民税につきましては、各自治体へご確認ください）。

なお、東京都以外の個人住民税の控除につきましては対象団体として確認ができておりませんのでご了承ください。

個人住民税の税額控除

$(\text{寄附金合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{税率} = \text{控除額}$

※寄附金合計の上限は、所得額の 30%です。

※税率は都道府県が指定した寄附金は 4%、市区町村が指定した寄附金は 6%（双方指定の場合は最大 10%）となります。

寄附の種類

1. 一般寄附金

1,000 円以上のご寄附をお願いいたします。

※ 2,000 円以上のご寄附で減税対象となります。

2. 基金

100 万円以上のご寄附が対象となります。

100 万円以上のご寄附で「基金」が設立できます。

- ♥ あなたの名前を冠した基金を設立できます。
 - ♥ あなたのかけがえのない人の名前を冠して基金を設立することができます！
 - ♥ 親の名前で、子供の名前で、友人・知人の名前を冠して設立できます！
- ※ Uビジョン研究所は、内閣総理大臣より公益財団法人の認定を受けているため、当会への寄附や会費は税制上の優遇措置の対象となります。ご寄附の確認ができましたら、領収書を発行・送付します。
- 確定申告の際に提出してください。

カーネギーの貢献

スコットランドから貧しい移民少年としてアメリカに渡った。14 歳で電報配達、やがて、投資家から汽車・鉄橋などを製造するアメリカの鉄鋼の半分の生産する大鉄鋼王となった。1901 年、鉄道王モルガンに譲ることを余儀なくされ、産業界から引退。その後、彼は「人間は富を墓の下まで持ってゆけない。金を持ったまま死ぬことは馬鹿げている」と言って、巨額の私財を公共事業に投じた。有名なカーネギーホールやカーネギー工科大学はその一例。

3.遺贈寄附



**自分の想いを未来につなげたい
その想いのつなげ方として注目を集めているのが
遺言による寄附、すなわち遺贈金**

高齢者や障がい者の安心と幸せのために役立てたいとお考えの方は、ぜひ、公益財団法人 U ビジョン研究所にご寄附をいただけますよう、心よりお願い申し上げます。

遺贈寄附の受入れ体制について

※U ビジョン研究所は寄附金額の多寡にかかわらず受入れています。株や有価証券、不動産、骨董や自動車などの物品などの寄附の場合、特定の財団に法的な手続きなど依頼して受入れます。

※国、地方公共団体や特定の公益法人等への寄附は、相続税が非課税になるうえ、所得税でも相続人が寄付金控除を受けられるので、大きなメリットがあります。

受入れ方法

1. 遺言書による「遺贈」の寄附
2. 遺産を引継いだ相続人からの寄附
3. 信託銀行等を利用した「信託」の方法での寄附

【遺贈遺言書の種類】

○包括遺贈

「全財産を U ビジョン研究所に遺贈する」

「全財産のうち、2 分の 1（たとえば）を U ビジョン研究所に遺贈する」というように、遺言者の財産の全部、または割合的に遺贈することです。

○特定遺贈

「金〇〇〇〇円を U ビジョン研究所に遺贈する」というように、遺言者の特定の財産を遺贈する遺言です。

【遺言書による「遺贈」の寄附について】

1. 遺言執行者の決定

遺言執行者とは、遺言の内容を実行する人のことです。法的な知識や経験が必要ですので、弁護士や司法書士などの専門家、信託銀行等へ依頼されることをお勧めします。

なお、[弁護士の紹介を希望される方は U ビジョン研究所にご相談ください。](#)

2. 「公正証書遺言」で作成することを提案します。

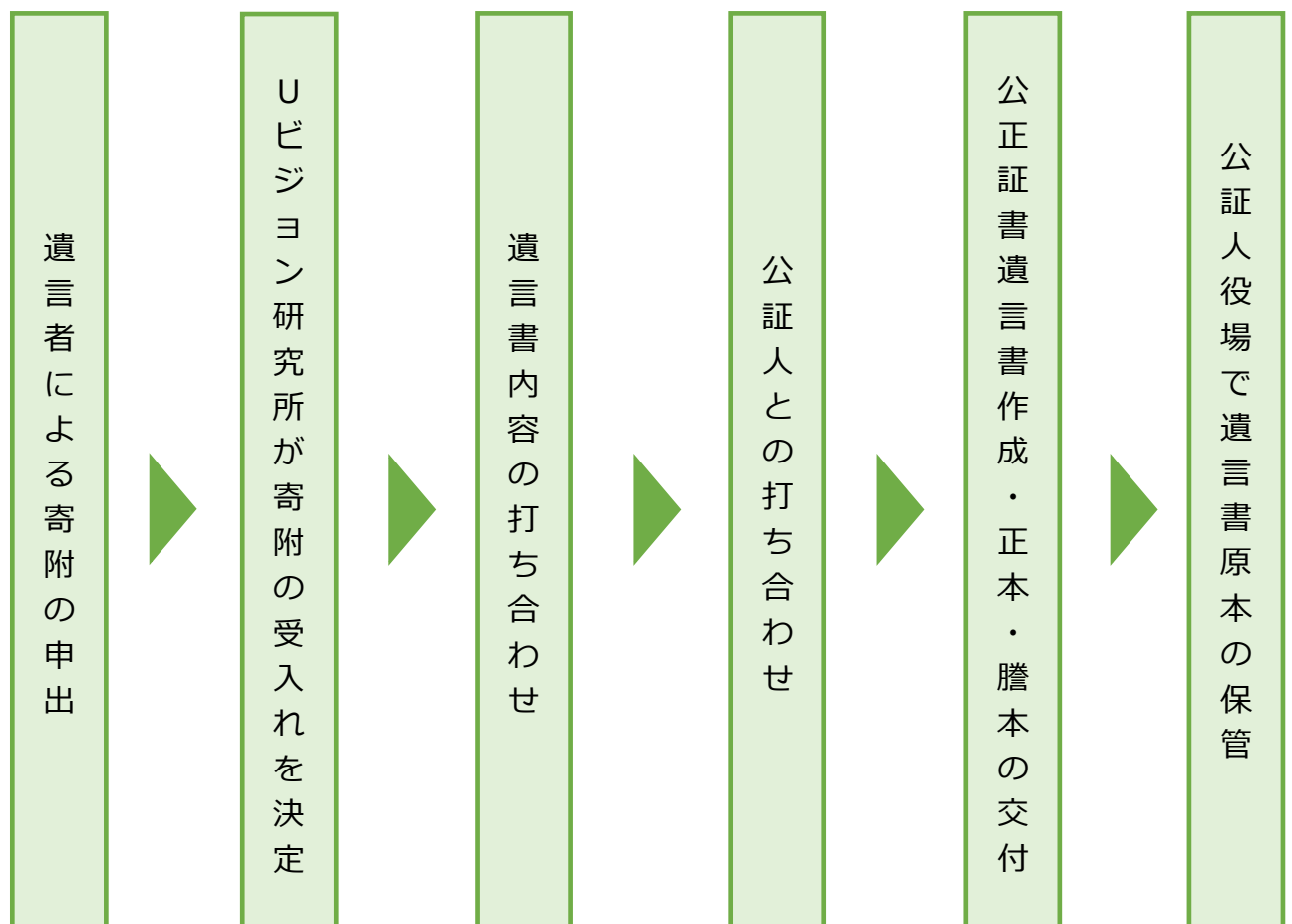
公正証書遺言は公証人に依頼し、証人 2 人が必要となります。証人には、推定相続人や受遺者（遺産を受取る人）は利害関係があるため、証人になることはできません。

また、作成に当たり、手数料（金額によって手数料が変わる）が必要となります。

自筆証書遺言と比較すると費用・手間が必要となりますが、無効となりにくく、法的に保証されます。

◆ 公正証書遺言はネットで手続きできます。（2025 年 10 月以降）

公正証書遺言書作成の流れ



※ご寄附の申出から、遺言書の作成まで 2 週間から 1 カ月ほどかかります。

遺贈の御意志は遺言書に「公益財団法人 U ビジョン研究所」を遺贈先としてご指定いただくことで、初めて実現します。

その場合、ご逝去の際に、遺言執行者にご逝去の事実を通知する必要があります。あらかじめ信頼できる方へ、通知するようお願いしておいてください。

3. 遺言書の保管

「公正証書遺言書」は公証役場で保管されます。

「自筆証書遺言書」の保管は、特に決まりはありませんが、法務局に預ける方法（自筆証書遺言者保管制度）もあります。

（1）遺言書の開示と執行

遺言執行者が相続人や受遺者（U ビジョン研究所等）に遺言書を開示し、遺言執行の手続きを進めます。

（2）ご寄附の完了

U ビジョン研究所への入金を確認後、領収書等を遺言執行者にお送りします。いただいたご寄附はご意思に報い、高齢者の支援のために大切に使用させていただきます。

4.相続財産のご寄附

相続財産のご寄附とは、遺言分割協議や遺言等により相続人が受け取った相続財産の中から、相続人の判断で寄附することをいいます。

Uビジョン研究所にご寄附されると、相続税の課税対象から控除されます。
※相続開始から 10 カ月以内に、ご寄附の受領証明書（領収書）を添えて相続税申告すると、課税対象から控除されます。

相続された財産を寄附することによって、故人の想いを高齢者や障がい者の支援へとつなげることができます。

- ♥ あなたの名前を冠して設立することができます！
- ♥ あなたのかけがえのない人の名前を冠して設立することができます！
- ♥ 親の名前で、子供の名前で、友人・知人の名前を冠して設立できます！

※たとえば、遺贈金を使い切った場合においても、遺贈金名はUビジョン研究所が存続する限り、永続的に残ります。

5.「褒章」について

(紺綬褒章の授与)

公益財団法人 U ビジョン研究所は内閣府より、「褒章の条例」に関する内規、第 2 条による公益団体として認定されています。

高額のご寄附者については、ご希望があれば「国に対して」個人には褒章（紺綬褒章）、法人には褒状の授与申請の対象となります。

* 予めお申し出いただいた分納によるご寄附も含みます。

個人の方

ご寄附の金額	授与されるもの
500 万円以上	紺綬褒章に係わる褒状
1,500 万円以上 2,500 万円未満	紺綬褒章と木杯第五号
2,500 万円以上 5,000 万円未満	紺綬褒章と木杯第六号
5,000 万円以上	紺綬褒章と木杯第七号

企業・団体の方

ご寄附の金額	授与されるもの
1,000 万円以上	紺綬褒章に係る褒状

○遺族追賞

遺言によるご寄附（遺贈）等、褒章条例により表彰されるべき方が亡くなっている場合は、相続人代表者の方に木杯又は褒状が授与されます（遺族追賞）。

「U ビジョン研究所より紺綬褒章の受章申請についてご案内いたします。
また、ご寄附の分納（期間に定めはありません。また、分納の申出を頂いた後でもご寄附は任意です）ご遺贈・相続財産からのご寄附を検討される場合は、U ビジョン研究所までお申し出ください。」お手続きをご案内いたします。

＊内閣府のホームページ 紺綬褒章「公益団体」として認定する団体一覧（令和8年3月19日現在）に公益財団法人U ビジョン研究所が掲載されています。

※本表は、各府省庁から推薦を受け、内閣府賞勲局において認定済となった団体一覧です。

寄附金の使われ方

1. 高齢者や障害者のために事業を継続する支援

社会情勢の変化により運営が厳しくなった場合や、急を要する調査・研究のために人材確保が必要となった際、理事会の承認を得て事業継続のために活用します。寄附は、安心して暮らせる社会を守るための「最後の砦」として機能します。

2. 認証「悠」事業所を全国に広げる支援

認証を取得する福祉サービス事業所を増やしていくために、事業所の維持費負担を軽減し、認証取得を増やす支援します。

- ・ 認証審査にかかる費用の一部を補助（評価者にかかる諸費用など）
- ・ 寄附者の想いを事業者・利用者・家族・市民に伝えるため、「〇〇基金（または遺贈金）による支援」と明記します。

3. 認証「悠」事業所における人材育成支援

- ・ 職員研修（5 時間）を無料で実施
- ・ 外国人職員の増加に対応した人材育成を強化
- ・ U ビジョン研究所独自の虐待防止アンケート調査を実施し、組織の改善に活用
- ・ 研修資料には「〇〇基金（または遺贈金）により無料で実施」と明記します。

4. 認証「悠」相談窓口

認証「悠」を取得した事業所の利用者・家族・職員が安心して相談できる窓口体制を整備します。相談窓口には「〇〇基金（または遺贈金）より無料で利用できます」と明記します。

5. 調査・研究費

（働きやすい職場づくり・人材確保に貢献）

寄附金は、介護現場の実態を明らかにし、働きやすい環境づくりに役立てます。

- ・ 介護施設や事業所で働くシングルマザーの実態調査
- ・ 介護職員の働きがいに関する世代間比較調査 調査報告書には「〇〇基金（または遺贈金）による支援」と明記します。

6. 地域支援活動（最優先）

小中高校生を対象とした「生」と「死」のライフコースセミナーの企画・実施にかかる費用を支援します。

テキストを作成する場合は、表紙に「〇〇基金（または遺贈金）による支援」と明記します。

7. 市民セミナーの開催支援

「高齢期に備えて知っておきたいこと」などをテーマとした公開講座を開催する団体を支援します。

- ・ 交通費・講師派遣費の一部を基金から補助
- ・ より多くの市民が参加しやすい環境を整備 研修資料には「〇〇基金（または遺贈金）により無料（または一部支援）で実施」と明記します。

未来へのメッセージ

高齢になっても、障害を持っても、認知症になっても、

「生きてきてよかった」と

心から思える社会をつくるために

Uビジョン研究所は、皆さまお一人おひとりの想いを大

切に、未来へつなげていきます

人生 100 年時代は「利用者が選ぶ」時代へ

社会福祉法人は社会福祉法第 78 条に基き評価を受けていることが認められます。

障がい者施設およびグループホームは運営指導おける自己評価チェックを外部評価で行えます。

「審査内容」

3 年に 1 回 3 日間（24 時間通しての訪問調査）、家族アンケート調査、職員アンケート調査、職員のヒアリング、書類調査を実施します。3 日間 24 時間通しての訪問調査で書類確認、利用者・職員・経営者へのヒアリング調査を行います。

なぜ 3 年に 1 回か？⇒3 年で職員の入退職の変化、入居者のほぼ全員が変わります。入居者その家族のニーズ、職員のニーズの変化をアンケート調査で把握することで、改善に取り組むことができます。⇒3 年ごとの事業の見直しに役立てます。

合計 13～17 種類の調査票を基にして、審査し認定が決定されます。

認定後 3 年間の保証期間中、年に 1 回「抜き打ち調査」を行います。

- 夜間帯に、評価者最低 2 名が評価者証を携帯し、抜き打ち調査実施書を提出して施設に入ります。
- 事前に入居者や家族の了解を得たうえで、入居者一人ひとりの居室を開け、不適切なケアがないかを確認します。拘束（身体拘束、環境拘束、言葉による行動制限など）の有無の確認
- 職員の名前を聞き、深夜の職員数と、施設理念が言えるかどうかを確認

公益財団法人 **U ビジョン** 研究所の認証「悠」は、
高齢者・障がい一人一人の「人権」と「生活の質」を守ります

U ビジョン研究所の事業内容

認証

事業者とUビジョン研究所と契約によりサービスの質を確保し保証します。認証審査会において「認定」の判断を行います。

講師派遣

施設評価

施設開設・運営支援

Uビジョンアワード

調査・研究



お振込み先

郵便振替 : 00190-5-487181

公益財団法人 Uビジョン研究所

銀行振込 : 三菱UFJ銀行 渋谷中央支店 普通 0505784

公益財団法人 Uビジョン研究所

*振込手数料につきましては、ご負担いただきますようお願い申し上げます

公益財団法人 Uビジョン研究所

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-3-18 ビラ・モデルナ A-405

TEL 03 (6904) 4611 FAX 03 (3407) 6055

e-mail: u-vision@diary.ocn.ne.jp

<https://u-vision.jp/>

事務局受付時間 : 月～金 10:00～17:00

事務所不在時は、留守番電話にご用件、ご連絡先をお願いします

メールでのお問い合わせも可能です